～ 山武市防犯カメラ設置事業補助金交付申請の流れ ～

準備年度

1．区・自治会内で防犯カメラの設置について検討

※個人のプライバシーの問題もあるため、防犯カメラが本当に必要かどうか、区内で十分に話し合ってください。
区民の同意が得られるようであれば、設置場所、個数、機種等についても話し合ってください。

2．市役所市民自治支援課生活安全係(0475 - 80 - 1271)と協議

※話し合った内容について、生活安全係にご相談ください。また、設置機種のカタログや見積書のコピーも提出をお願いします。

6月末までに

3．山武警察署との協議

※防犯カメラの設置が適当である場合、生活安全係で山武警察署生活安全課に依頼し、区長立会いのうえ現地確認を行います。
場合によっては設置箇所の変更もあります。

↓

○生活安全係で次年度予算に計上（１台につき上限２０万円）

・区で管理運用規程の作成　　・総会（臨時総会）の開催
・設置場所が電柱の場合は共架申請

10月～4月上旬

申請年度

4．交付申請書提出（４月末までに）

※生活安全係へ必要書類を添えて補助金交付申請書を提出して下さい。

↓

○市から交付決定通知（７月頃）

5．防犯カメラ、看板の設置

※必ず市からの交付決定の後に、工事を発注して下さい。

⇒ 7月以降

6．実績報告書の提出（設置完了後）

※生活安全係へ必要書類を添えて実績報告書を提出して下さい。

↓

○市から交付確定通知（２～３月頃）

7．補助金交付請求書の提出

※生活安全係へ必要書類を添えて交付請求書を提出して下さい。

⇒ 3月頃

↓

○市から補助金の振込み、事業の完了（３月～４月頃）